

〈要約〉

近年、増加する子どもへの「虐待」の現状と社会的背景

The present condition and the social background of "abuse" to children which increase in recent years.

秋山 智美
Satomi Akiyama

児童虐待は、子どもに対する虐待である。アメリカ疾病予防管理センターは「児童に実際の危害をあたえる、危害の可能性にさらず、または危害が及ぶという脅しをすることに帰着する、その児童の両親あるいは保護者による単発あるいは連続した行為または不作為」と定義している。

日本における平成 18 年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は、37,323 件で、虐待内容は「身体的虐待が 15,364 件 (41.2%) で最も多く、次いでネグレクトが 14,365 件 (38.5%)」である。毎年、児童相談所の相談対応件数は増加しており、昨年は前年の調査から 1 万件以上も増加している。昨年 7 月公開された厚生労働省の資料によると、児童相談所が児童虐待相談として対応した件数 (速報値: 宮城県、福島県、仙台市を除く) は、55,152 件であった。児童相談所への相談件数は年々増加の一途を辿り、この年の調査は前年の調査から 1 万件以上増加している。

時代の変化にともない、親たちが育った環境と今の子ども達を取り巻く環境は大きく変化している。核家族化が進み、子育てに行き詰まっても相談できる人がいなくて、悩む保護者も増えてきている。

こうした孤立無援な子育てが子ども虐待へとつながる可能性も否定しきれない。そのような意味で現在、子育て支援のための環境作りが重要な課題となっている。子育て支援センター等、徐々に支援体制はできつつも、その数は絶対的に不足の状況にある。より地域に密着した子育て支援ができるよう、子育てサポーターやコーディネーター等の人材育成や場所の選定、支援内容の検討が課題となっている。

また、今後、教育の場に立つ保育者、教員としては、表出しない子どもやその養育者の心の声をくみ取って善処できる対応力、導く力を磨くこと、それぞれの立場になって考えることが大事であるとする。また、警察や児童相談所といった施設との連携も欠かせない。